

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年7月15日～2021年7月28日)

令和3年(2021年)7月30日

H E A D L I N E S	
<p>政治</p> <p>マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官の任命 ブトカ「市民プラットフォーム」副党首の「市民連立」院内総務就任 カロル・ナヴロツキ国家記憶院所長の任命 下院文化・メディア委員会におけるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の可決 ポーランドの裁判官の規律制度に関する欧州司法裁判所判決 ポーランドの「LGBTフリーゾーン」宣言に関するEU法違反手続の開始 ラウ外相のOSCE常設理事会への出席 ラウ外相のV4外相会合への出席 ノルド・ストリーム2に関する米独合意に関するポーランド・ウクライナ外相共同声明の発出 プシダチ外務次官とデレク・シヨレ米國務省補佐官との会談 欧州司法裁判所による暫定措置及び判決に対する欧州委員会の反応 ドゥダ大統領の訪日 ラウ外相のドイツ訪問 ポーランド国防省、国産新型フリゲート艦の建造を発表</p>	お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>ワルシャワ市内のショッピング・モールで暴行事件 犯罪発生率がコロナ禍前に戻りつつあるという報道 中央サイバー犯罪局の設置</p>	
<p>経済</p> <p>「Polish Deal」の下での税制改革法案の発表 6月の物価動向 6月の失業率 国際通貨基金による経済見通し 欧州委員会、ポーランド鉄道計画に基金割り当て ポーランド産電気自動車の生産に向けた資金調達状況 グダンスク港の拡張 原子力発電所建設に向けた動向 国家エネルギー安全保障機関への移管に関する覚書の署名 ポーランド民間電力会社、グリーン水素製造に向けEU基金を獲得 国家宇宙計画</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治

内 政

マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官の任命【21日】

21日、上院は、下院が新たな人権擁護官候補としてマルチン・ヴィオンツェク・ワルシャワ大学教授を指名したことに對する同意案の投票を行い、賛成93、反対0、棄権5で可決した。これにより、同教授が人権擁護官に任命されることが決定した。人権擁護官の選出をめぐることは、下院が指名した候補者に上院が同意する必要があるため、上下院が与野党のねじれ状況にある影響もあり、候補者の選出が難航していた。ヴィオンツェク教授は6人目の候補者であった。

プトカ「市民プラットフォーム」副党首の「市民連立」院内総務就任【22日】

22日、議員会派「市民連立」(KO)の会合が開催され、プトカ「市民プラットフォーム」(PO)副党首が同会派院内総務に就任することが決定された。同氏は、2019年11月から2020年9月までの期間にもKO院内総務を務めていたが、その後PO党首に就任したため院内総務の座からは退いたが、再登板する形となった。

カロール・ナヴロツキ国家記憶院所長の任命【23日】

23日、上院は、下院が新たな国家記憶院(IPN)

所長候補としてカロール・ナヴロツキ第二次世界大戦博物館館長を指名したことに對する同意案の投票を行い、賛成52、反対47、棄権1で可決した。これにより、同館長がIPN所長に任命されることが決定した。IPN所長の任命にあたっては、下院が指名した候補者に上院が同意する必要がある。

下院文化・メディア委員会におけるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の可決【27日】

27日、下院文化・メディア委員会においてラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の審議・投票が行われ、修正を付した上で、賛成16、反対12、棄権1で可決された。同改正案の原案は、法人等が放送免許を付与されるためには、欧州経済領域(EEA)加盟国ではない国に本部または恒久的所在地を有する他の外国法人等に、直接的または間接的に依存していないことを条件とする等の規定が含まれており、米ディスカバリー社を親会社に持つ民間放送局TVNを狙い撃ちにしたものとみられている。修正案は「クキス'15」が提案したものであり、国営企業による民間メディア買収の可能性を排除するものである。同改正案は、8月11日に下院本会議で審議されると見込まれている。

外交・安全保障

ポーランドの裁判官の規律制度に関する欧州司法裁判所判決【15日】

15日、欧州司法裁判所(ECJ)は、ポーランドの裁判官に対する規律制度はEU法に適合しないと判示した。同判決は、特に、最高裁規律部が政治化された全国裁判所評議会(KRS)によって選出された裁判官によって構成されているために公平性・独立性が担保されておらず、規律規定の対象となる裁判官は当局からの圧力にさらされていることを指摘した。欧州委員会は、ポーランドの最高裁判所規律部の創設を含む裁判官の規律制度に関して、司法の独立を損ない、裁判官を政治的コントロールから保護するための必要な保証がなされていないこと等を理由として、2019年4月にEU法違反手続を開始、同年10月にはECJに提訴していた。同判決を受けて、モラヴィエツキ首相は、ポーランドのKRSによる裁判官選出プロセスは、スペインで長年運用されてきた制度とほとんど同一であるにもかかわらず、ポーランドだけが不利で異なる扱いを受けている状況は差別であり、受け入れることはできないとコメントした。

ポーランドの「LGBTフリーゾーン」宣言に関するEU法違反手続の開始【15日】

15日、欧州委員会は、ポーランド及びハンガリーに對する新たなEU法違反手続を開始すると発表した。欧州委は、同手続開始の理由として、ポーランドの複数の自治体が「LGBTイデオロギー」を受け入れないとする「LGBTフリーゾーン」を宣言する決議を採択したことを問題視しており、これに對する説明をポーランド政府に求めていたところ、十分な回答が得られなかったことがEU加盟国のEU機関との真摯な協力を規定したEU条約第4条3項に違反すると説明した。ポーランド政府は、欧州委に對して2か月以内に改めて回答する必要がある。

ラウ外相のOSCE常設理事会への出席【15日】

15日、ラウ外相は、ウィーンで開催された欧州安全保障協力機構(OSCE)常設理事会に出席した。同外相は、来年のOSCEの議長国として、ポーランドはOSCEの原則と義務が履行されるように監督しつつ、OSCE加盟国間の対話の発展を支援するためにあらゆる努力をすると強調した。また、同外相は、OSCEの包括的な安全保障概念、すなわち政治的・経済的安全保障、そして人権と民主主義を維持する

ことが我々の活動の中心となる、と述べた。同外相は、同会合後、シュミットOSCE事務局長とも会談した。

ラウ外相のV4外相会合への出席【19日】

19日、ラウ外相は、ハンガリーを訪問し、本年7月からのハンガリー議長国下で初めてとなるV4外相会合に出席した。V4外相は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック後の経済回復、移民・庇護の問題、「欧州の将来に関する会議」の展望、EUの拡大政策等について議論した。

コロナ後の経済について、ラウ外相は、経済成長に最適な条件を確保するためには、共通市場、特にデジタルとサービスの側面を更に強化する必要があると強調し、また、全ての加盟国に平等な条件を与え、欧州産業の発展のための基盤を確保する必要があると付言した。移民と庇護の問題について、同外相は、強制移住は不法移民の問題を解決するものではないという立場を維持し、庇護制度の改革は、全てのEU加盟国のコンセンサスと、責任と連帯の適切なバランスに基づいて行われなければならないと強調した。さらに、同外相は、ポーランド議長国下で実施された「V4+西バルカン」外相会合について言及し、V4諸国は、西バルカン諸国の欧州への願望と、これに関するスロベニアのEU理事会議長国の努力を引き続き積極的に支援していくと強調した。

ノルド・ストリーム2に関する米独合意に関するポーランド・ウクライナ外相共同声明の発出【21日】

21日、ラウ外相は、クレーバ・ウクライナ外相と電話会談を実施し、ノルド・ストリーム2(NS2)建設継続に関する米独合意に対して、ポーランド・ウクライナ共同声明を発出した。同声明は、NS2建設を阻止する試みが放棄されたことにより、政治、軍事、エネルギーの面でウクライナと中欧に対する脅威は深刻化し、同時に、欧州の安全保障状況を不安定化するロシアの潜在力を強化し、NATOおよびEU加盟国間の分裂を永続させていると強調した。また、同声明は、NS2の安全保障上の欠陥を補うための信頼できる試みは、政治、軍事、エネルギーの3つの分野における負の帰結を考慮したものでなければならぬと指摘し、今般の米独合意はNS2が生み出す脅威を効果的に制限するのに十分であるとは考えられないと述べた。さらに、同声明は、ポーランドとウクライナは、西側の民主主義機関への加盟を目指す国々を支援し、平和とエネルギー安全保障への脅威を軽減するために、NS2が引き起こす安全保障上の危機に対する解決策が策定されるまで、同盟国やパートナーと協力してNS2に反対していくと強調した。

プシダチ外務次官とデレク・ショレ米務省補佐官との会談【21日】

21日、プシダチ外務次官は、ウクライナのキエフに次いでワルシャワを訪問したデレク・ショレ米務省補佐官と会談し、二国間関係、トランスアトランティック関係、エネルギー安全保障、三海域イニシアティブ(3SI)等について議論した。同次官は、ノルド・ストリーム2(NS2)の建設継続を米独が合意したことと言及し、NS2の完成を阻止する試みが放棄されたことは、政治的、軍事的、エネルギー的側面においてウクライナと中欧に対する脅威となり、ロシアがヨーロッパの安全保障状況を不安定にする可能性を強め、NATOおよびEU加盟国間の分裂を永続させることになると強調した。さらに、同次官は、NS2は経済的なものではなく、地政学的なプロジェクトであり、独や間接的にEU全体をロシアのガスに依存させ、モスクワの影響力を強めることになると述べ、今回の米独合意は、NS2の始動によるエネルギー安全保障上の欠陥を解消するものではないと付言した。

ショレ補佐官は3日間のワルシャワ訪問中、ナイムスキ戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員、グロツキ上院議長とも会談した。また、同補佐官は、ジェチポスポリタ紙のインタビューに答え、NS2について、バイデン政権は同パイプラインの建設を阻止するには遅すぎたが、この問題についてポーランドとウクライナに集中的に相談しており、NS2がもたらす潜在的な脅威を抑える努力をしていると強調した。また、同補佐官は、米国系の放送局TVNの放送免許の更新問題について言及し、報道の自由が民主主義の基盤であることを指摘しつつ、米国にとってこの問題は優先課題であり、バイデン米大統領も確実に状況を注視していると述べた。

欧州司法裁判所による暫定措置及び判決に対する欧州委員会の反応【22日】

22日、欧州委員会のヨウロヴァー副委員長は、ポーランド政府に対して書簡を送付し、最高裁規律部に関する欧州司法裁判所(ECJ)の決定及び判決を履行しない場合、財政的制裁を課すことを警告したと明らかにした。同副委員長は、8月16日までに、ポーランド政府がECJの暫定措置を履行するための措置を欧州委に通知しない場合、欧州委は、ポーランドに罰則金を課すようECJに求めることになると述べた。また、同様に、ポーランドが最高裁規律部に関するECJ判決を完全に履行するための必要な措置を執らない場合、欧州委は、判決不履行を理由としてポーランドに対する新たなEU法違反手続を開始することになると述べた。

同書簡の発出を受けて、ミュレル政府報道官は、ポーランドは欧州委から提示された同書簡を分析する、ポーランドは他のEU加盟国と同様にEU条約の規定を尊重する必要性を強調する、とツイートした。また、同政府報道官は、ポーランドの司法制度改革は他のEU加盟国で行われているものと同様である、

我々は欧州委と適切な対話を行っていく、とも述べた。

ドゥダ大統領の訪日【22日～25日】

22日から25日にかけて、ドゥダ大統領は、2020年東京オリンピック競技大会開会式に出席するため訪日した。日本滞在中、ドゥダ大統領は、菅総理と会談し、両国間の戦略的パートナーシップを一層深化させていくことで一致するとともに、同大統領が主導する三海域イニシアティブ(3SI)や日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」構想における両国のコミットメントのあり方や今後の協力について議論した。また、同大統領は天皇陛下に謁見するとともに、1920年代にポーランドのシベリア孤児を支援した福田会を訪問したほか、内山田竹志トヨタ自動車代表取締役会長にコマンドルススキ十字勲章を授与した。

ラウ外相のドイツ訪問【27日】

27日、ラウ外相は、ドイツのベルリンを訪問し、緑の党のベーアボック党首、ドイツ社会民主党(SPD)のショルツ財務大臣、連邦議会のショイブレ議長と会談し、ノルド・ストリーム2(NS2)建設問題、歴史問題等について議論した。

ベーアボック党首との会談において、ラウ外相は、緑の党は、NS2に対する懸念と批判的な態度を共有していると述べ、同党がこの問題について明確な立場を示していることを嬉しく思うと述べた。また、9月

の総選挙後の連立交渉に緑の党が加わり、連立協定に組み込まれることを期待すると強調した。

ショルツ財務大臣との会談において、「欧州の将来に関する会議」や NS2について意見交換が行われた。同外相は、独とポーランドとの良好なパートナーシップが新連邦政府の外交政策の柱の一つになるとの確信を示し、新連立協定にはポーランドと独の関係に関する適切な条項が盛り込まれるべきであると述べた。

ショイブレ議長との会談において、同外相は、ベルリンに第二次世界大戦のポーランド人犠牲者のための記念施設を創設することを決定した昨年10月の連邦議会の超党派決議の採択に対する同議長のリーダーシップに対して感謝の意を述べた。また、同外相は、同決議の早期実施に期待すると述べた。

ポーランド国防省、国産新型フリゲート艦の建造を発表【27日】

27日、ポーランド国防省は新型のMiecznik級フリゲート艦を国内で建造する契約が承認されたと発表した。4年後には最初の1隻の船体が完成し、2023年までに3隻が配備される。このフリゲート艦はバルト海におけるポーランドの主要な戦力になるとともに、NATOの艦隊にも参加することになる。

治 安 等

ワルシャワ市内のショッピング・モールで暴行事件【17日】

17日午後7時頃、ワルシャワ市内に所在するショッピング・モール「アルカディア」において、暴行事件が発生し、2名が病院に搬送された。報道機関に投稿された映像では、暴行を加えた男性が被害者男性に対して殴る・蹴るといった暴行を加えた上、ナイフのようなものを同被害者男性に刺す様子などが写されている。ジョージア人が本件事案に加わっていたという一部の噂があったが、捜査関係者は当該噂を明確に否定した。

犯罪発生率がコロナ禍前に戻りつつあるという報道【21日】

ジェチポスポリタ紙は、国家警察本部の数値を引用して、犯罪件数がコロナ禍前に戻りつつあると報じた。同紙によると、本年1月から6月までの犯罪件数は、約244,000件で、前年同期と比較して約15,000件増加したとのことで、特に窃盗及び強盗が増えていると指摘した。また、地域別では、シロンスキ県、ドルノ・シロンスキエ県及びワルシャワ市におい

て盗難事件が増加しており、ウツキエ県、マゾヴィエツキエ県、ドルノ・シロンスキエ県及びザホドニオ・ポモルスキエ県では家宅侵入の件数が増加していると報じた。また、殺人や強制性交の件数が増加しているとも指摘しており、殺人の動機については、家族や友人間での殺人が最も一般的であるとのことである。専門家は、多くの殺人においてアルコールが影響を与えていると指摘している。

中央サイバー犯罪局の設置【27日】

27日、モラヴィエツキ首相は、カミンスキ内務行政大臣及びチェジンスキ・サイバーセキュリティ担当政府全権委員とともに記者会見を開催し、インターネット犯罪が増加している昨今の情勢を鑑み、サイバー犯罪との闘いに特化した組織として、警察組織内に中央サイバー犯罪局を設置すると発表した。本件について、カミンスキ大臣は、現在、同局の設置にかかる法案を国家警察本部と緊密に連携しながら準備しており、2022年1月1日の発行を目指していると述べた。

経 済

経済政策

「Polish Deal」の下での税制改革法案の発表【26日】

26日、コシチンスキ財務大臣は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の優先課題の一つである税制改革法案を発表した。同法案には、個人所得税の非課税対象額を3万ズロチに拡大することや32%の累進課税の適用対象額を12万ズロチに引き上げること等が含まれている。また、同大臣は、来年から

企業が従業員と同率の健康保険料を負担することを提案していると述べる一方、健康保険料が控除対象外となることに伴う負担増については、他の施策で補填される予定であるとし、エストニア型法人税やイノベーション・海外展開等に関する支援策等を例として挙げた。

マクロ経済動向・統計**6月の物価動向【15-16日】**

中央統計局(GUS)によれば、6月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比4.4%増、対前月比0.1%増となった。サービス価格は対前年同月比6.1%増、商品価格は対前年同月比3.8%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた6月のコア・インフレ率は対前年同月比3.5%増、対前月比同となった。

中央統計局(GUS)によれば、6月の失業率は5.9%(対前月比0.2%減)で、6月末の登録済み失業者数は99万3,400人となった(5月末時点では102万6,700人)。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、初めて失業者数が100万人を下回った。

6月の失業率【23日】**国際通貨基金による経済見通し【27日】**

国際通貨基金(IMF)は、最新の世界経済見通しの中で、ポーランドの経済成長率について、2021年は4.6%、2022年は5.2%と前回発表時から予測を引き上げた(前回はそれぞれ3.5%、4.5%と予測)。

ポーランド産業動向**欧州委員会、ポーランド鉄道計画に基金割り当て【18日】**

欧州委員会は、ポーランドの鉄道プロジェクトに対し、欧州接続基金(CEF)から2億1,210万ズロチを割り当てた。このうち、約1億800万ズロチは、ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)に割り当てられる(ウッチの高速鉄道用長距離トンネルの設計作業に5,940万ズロチ、ワルシャワ～ポズナン間の高速鉄道の調査に4,950万ズロチを割り当て)。

金を提供したが、現在のところ当該取引は実施されていない。

ポーランド産電気自動車の生産に向けた資金調達状況【27日】

ポーランドの電気自動車(Izera)の生産を計画しているスタートアップ企業 ElectroMobility Poland (EMP)社は、数十億ズロチ規模の投資を計画しているが、口座には1,500万ズロチしか残っていない。また、2019年と2020年には、約400万ズロチの純損失を計上した。同社の株主はPGE、Tauron、Enea 及び Energa で、既に7,000万ズロチを拠出している。気候・環境省は4月、同社のプロジェクトを引き継ぐ用意があることを表明し、そのために国家予算から資

グダンスク港の拡張【26日-28日】

26日、グダンスク港管理当局は式典を開催し、DCTグダンスクにより、グダンスク湾海域に新たにバルティック・ハブ・3ターミナルが建設されることが発表された。20億ズロチの投資の範囲内で、土地を36ヘクタール増やし、長さ717m及び高さ18mのターミナルまで拡張する。DCTグダンスクは現在、バルト海最大のコンテナターミナルであるが、この建設により、グダンスク港は2022年後半から拡大し、2024年までにキャパシティが3分の1増えることが期待されている。モラヴィエツキ首相は、「グダンスク港で出荷された物はポーランドの税関を通り、関税の一部がポーランドの予算に留まるため、このプロジェクトは明らかな利益をもたらすだろう。また、鉄道、道路、海路等の相互接続ネットワークを構築して積替えの可能性を高め、欧州のロジスティクスハブとしてポーランドに関心が高まる絶好の機会となるだろう。」と述べた。

エネルギー・環境**原子力発電所建設に向けた動向【20日、27日】**

20日に気候・環境省は、2033年に運転開始予定であるポーランド初の原子力発電所の建設に関する手続きを短縮する新規定にかかる協議を終えた。同規定は、スケジュールを1年から1年半短縮し、立地に伴うコストを削減することを目的としたものであるが、

専門家から同規定はスケジュールどおりにプロジェクトを終えることを保障していないと指摘されている。

原子力エネルギー分野への投資及びそれに付随する投資に関する改正法(いわゆる原子力特別法)は投資プロセスを加速させ、遅延リスクを抑えるとともに、それぞれの立地調査に5,000万ズロチ以下と

いうコスト制限を設け、立地に伴うコストを削減するための規定である。

ポーランド電力会社(PGE)の2020年財務報告によると、ポーランドの原子力開発計画(PPEG)にある準備に対して既に約7.5億ズロチを支出していることが示されている。全体の準備予算額は12.7億ズロチであり、立地及び環境の評価に関する取組が続けられている。

国家エネルギー安全保障機関への移管に関する覚書の署名【26日】

23日、ポーランド最大のエネルギー会社であるPGE、Tauron、Enea 及び Energa は、石炭資産を分離して国家エネルギー安全保障機関(NABE)へ移管することに関し、国有財産省と協力に関する覚書を署名した。2020年4月以降 Orlen が所有している Energa は、これまで同機関の設立において考慮されてい

かったが、オストロウェカに石炭火力発電所を所有しており、将来NABEに渡される予定である。この覚書により、NABEの取組は加速し、プロセス全体のコストが削減され、Orlen の脱炭素化が促進されるとみられる。

ポーランド民間電力会社、グリーン水素製造に向けEU基金を獲得【27日】

ポーランド民間電力会社 ZE PAK は、グリーン水素製造に必要な設備の建設(電解層を2基、総容量5MW)に当たりEUのイノベーション基金から450万ユーロを獲得した。これにより、同社は運輸部門で使用される710トンの水素を生産し、従来技術と比較し、輸送関連の排出量を96%削減することが可能となる。関連する契約は2021年第4四半期に署名される予定である。

科学技術

国家宇宙計画【28日】

ポーランド宇宙機関(POLSA)によると、開発・労働・技術省が発表した2021～2026年の国家宇宙計画について、8月16日までパブリックコメントを実施する。2017年に政府が採択したポーランド宇宙戦略(PSK)に基づき、同計画を準備する必要がある。例えば、ポーランドの宇宙政策を実施及び支援する機関に対し、適切な助言、財政、教育支援

ツールのシステムを構築するが目的として定められている。同計画の案には以下の4つの優先事項が掲げられている。

- ① 宇宙関連設備の製造及び打上の能力向上
- ② 地球観測衛星システムの構築
- ③ 国立衛星情報システム(NSIS)の構築
- ④ 国家宇宙安全保障システムの開発

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご留意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日（月）から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【予定】日本文化フェスティバル「桜が咲いている」のフィナーレ・コンサート【8月8日（日）16時】

シチャフノ・ゾドロイ市にて、財団「ヴィア・サルティス」による、日本文化フェスティバル「桜が咲いている」の日本音楽のピアノコンサートが開催されます。参加費は無料です。

開催場所：シチャフノ・ゾドロイ市、劇場「Teatr Zdrojowy」、T. Kościuszki 19, 58-310 Szczawno-Zdrój

詳細：<http://www.teatr-zdrojowy.pl/>

【予定】アニマツリ2021【8月13日（金）～15日（日）】

ワルシャワにて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による日本文化紹介イベント『アニマツリ2021』が開催されます。日本文化及び日本のポップカルチャーに関する様々なワークショップ、講演会やコスプレ・コンクール等が予定されています。

開催場所：ワルシャワ市、「Nowe Horyzonty」財団カンファレンス&トレーニングセンター、Bobrowiecka 9

詳細：<https://festiwal.animatsuri.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)